第35回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和5年5月26日 (金曜日)

第35回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和5年5月26日(金)

1. 招集場所 鶴居村役場 2階 第1・2会議室

1. 開 会 午前10時00分

1. 招集委員 次のとおりである。

1番	塩越克哉	2番	水本梨佳	3番	熊谷郁子	4番	東 隆行
5番	増田慶一	6番	菊地孝範	7番	斉藤 滋	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

1. 出席委員 次のとおりである。

1番	塩越克哉	2番	水本梨佳	3番	熊谷郁子	4番	東 隆行
5番	増田慶一	6番	菊地孝範	7番	斉藤 滋	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

以上の結果 委員9名中9名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

2番 水本 梨佳	3番 熊名	子 郁子
----------	-------	------

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

5月26日 1日限り

事務局長

第35回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。 本日の出席委員は9名であります。

定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告 申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議

長|皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがと うございます。本日の総会には議案2件を提案させていただいております。そ れでは慎重審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げ、 ただちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により2番水本委員、 3番熊谷委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思います。これにご異議あ りませんか。

委員一同(異議なしの声)

議

長 | 異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第3 会務報告を議題とし、事務局長から報告を求めます。

事 務

局|石塚係長より報告 (会務報告あるも省略)

議

長│会務報告に関する質疑は、ありませんか。

委員 一同

(なしの声)

議

以上で会務報告を終わります。 ただ今の説明について何か質疑ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第99号 現況証明願の承認についての件を議題と致します。

事務局に内容の説明を求めます。

事 務 局

議案第99号 現況証明願の承認について。北海道農地法関係事務処理要領に基づき、願い出のあった別紙の現況証明について議決を求める。令和5年5月26日提出鶴居村農業委員会会長。

申請番号1所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。

申請番号2所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。

申請番号3所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。

5月11日に熊谷委員、菊地委員と現況調査を行っております。

5月12日に塩越委員、東委員、水本委員と現況調査を行っております場所については別添資料をご覧ください。

(地図を元に説明)

以上です。

議長

それでは、調査委員を代表して熊谷委員、塩越委員より報告をお願いします。

熊谷委員

議案99号 現況証明願の承認について説明させていただきます。

4月総会議案第97号にて調査依頼のありました現地調査について、5月11日に菊地委員と私と事務局より石塚係長で調査をしてまいりました。申請番号1につきましては農用地区域外となっており、現在農地として利用されていないこと、今後農地、採草放牧地として利用することが困難であると判断し、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。また、申請番号3につきましては農用地区域ではありますが、現在農地として利用されていないこと、今後農地、採草放牧地として利用することが困難であると判断し、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

塩 越 委 員

同じく議案99号 現況証明願の承認について説明させていただきます。 4月総会議案第97号にて調査依頼のありました現地調査について、5月12 日に東委員、水本委員と私と事務局より石塚係長で調査をしてまいりまし た。申請番号2につきましては農用地区域外となっており、現在農地として利用されていないこと、今後農地、採草放牧地として利用することが困難であると判断し、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

議 長 只今熊谷委員、塩越委員より報告がありましたように、本件判定地目を農 地・採草放牧地以外とすることに異議ございますでしょうか。

手 塚 委 員 申請番号3について、畑の中に建物がたっているが、問題ないのか。

事 務 局 本来であれば、分筆して地目を変えないといけないが、現状畑に建物が建ってしまっているという状況。

議 長|他に何か質疑ございますか。

東 委 員 申請番号1について、このあたりの土地は一時期馬の放牧地として利用する ような話も出ていたが、今後どうする予定なのか。

事務局 現在、一部を農地として賃貸し、残りの土地は未利用地となっている。今後、 企業版ふるさと納税の返礼品として植樹を含めた土地の提供を行う可能性 はある。今後、村の方で検討していくこととなる。

議 長|他に何か質疑及び異議がございますでしょうか。

委 員 − 同 (異議なしの声)

議長|異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第100号 現況証明の交付申請についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事 務 局 議案第100号 現況証明の交付申請について 次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。令和5年5月26日鶴居 村農業委員会会長。

申請番号1 所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。

議 長 ただ今の説明について何か質疑ございませんか。

委 員 一 同 (なしの声)

議長│それでは、私の方から現況調査委員を指名することにご異議ありませんか。

委員一同(異議なしの声)

議 長 申請番号1について東委員・熊谷委員・手塚委員を指名致します。 おはかり致します。この3名に決定することに対し、ご異議ありませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めこの3名に決定いたします。

日程第6 議案第101号 農地等の利用集積計画の決定についての件を議 題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事 務 局

議案第101号 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和5年5月26日鶴居村農業委員会会長。

賃貸権設定について、

申請番号1、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり2.0円。

申請番号2、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり1.6円。

申請番号3、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり0.8円。

申請番号4、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、

合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇 〇円、継続案件で㎡あたり2.6円。

申請番号5、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、 合計○○筆面積○○、譲渡人○○受人○○、利用目的○○、賃貸価格○ 〇円、継続案件で㎡あたり1.0円。

申請番号6、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、 合計○○筆面積○○、譲渡人○○受人○○、利用目的○○、賃貸価格○ 〇円、継続案件で㎡あたり2.0円。

申請番号7、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、 合計○○筆面積○○、譲渡人○○受人○○、利用目的○○、賃貸価格○ 〇円、新規案件で㎡あたり3.0円。

申請番号8、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、 合計○○筆面積○○、譲渡人○○受人○○、利用目的○○、賃貸価格○ 〇円、新規案件で㎡あたり2.3円。

場所については別添資料をご覧ください。

(地図を元に説明)

議 長 | ただ今の説明について何か質疑ございませんか。

委 東 申請番号5について、1.0 円は傾斜がひどいのか。何故こんなに安いのか。 員 村や農協の土地はいつも安いが、良いところと悪いところで値段の差をつけ たほうが良いのでは。

村の土地に関しては、行政財産として村民還元として貸しているので、一概 事 務 局 に値段を変えることは難しい。ただし、他の農地との値段の乖離が激しいの も理解はしているので、今後については理事者とも協議し検討する。農協も 同じ考えで組合員への還元として安くしていると考える。

> 個人や民間と同じ金額にするには、まず行政財産から外し、村有地としなけ ればいけないと考える。さらに、金額を設定する際には農業委員会が現地を 調査し、金額設定するといった方法が考えられるが土地の数やそれぞれの 状況を把握して金額を決めるのは非常に大変な作業になる。金額について 農業委員会の中で話が出ていることについては、農協にも伝えておく。

他に質疑ございますか。 議 長

(なしの声) 委 員 一 同

議 長 | おはかり致します。

				本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委	員	_	同	(異議なしの声)
議			長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
				以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。 これをもって、第35回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。 以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前11時00分) 令和5年5月26日